

# 第5次早島町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2024年3月  
岡山県早島町

## 目次

第1章	計画策定の背景	1
1-1	地球温暖化問題について	1
1-2	国際的な動きと国内の動き	1
1-3	早島町の理念、取組	1
第2章	基本的事項	2
2-1	計画の目的	2
2-2	計画の位置付け	2
2-3	計画の期間等	3
2-4	計画の範囲	3
2-5	対象とする温室効果ガス	3
第3章	これまでの取組状況及び温室効果ガス排出量の現状	4
3-1	これまでの取組状況	4
3-2	温室効果ガス排出量の算定方法	5
3-3	温室効果ガス排出状況	6
(1)	調査概要	6
(2)	調査結果	6
第4章	温室効果ガス排出量削減目標と基本方針	9
4-1	温室効果ガス排出量削減目標	9
4-2	目標達成に向けた取組の基本方針	10
4-3	削減目標達成へのロードマップ	15
第5章	推進・点検体制及び進捗状況の公表	16
5-1	推進体制	16
5-2	点検・評価の見直し	18
5-3	進捗状況の公表	18

### 1-1 地球温暖化問題について

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされている。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても地球温暖化が要因とされる平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によれば、“人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない。”とされ、早い段階での温室効果ガスの排出削減の必要性が訴えられている。

### 1-2 国際的な動きと国内の動き

2015年にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）では、“世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。”という世界共通の長期目標が掲げられ、途上国を含めた全ての主要排出国に温室効果ガスの排出削減の努力を求めるほか、全ての国が、削減目標を5年ごとに提出、更新すること等が定められた。

国際的な動きを受け、日本国内においても、2016年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定された後、2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするとして「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

また2021年の気候サミットでは、参加各国がそれぞれの温室効果ガス排出削減目標を掲げるなか、日本は“2030年度までに温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減する。”という目標を掲げた。この目標を反映し、「地球温暖化対策計画」も同年に改定し、事務事業編の対象となる地方公共団体の施設を含む「業務その他部門」の削減目標値は、“2030年度までにエネルギー二酸化炭素の排出量を2013年度比で51%削減する”とされた。

2023年には、ドバイにて第28回締約国会議（COP28）が開催され、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が実施され、“パリ協定の目標達成にあたり、「世界の気温上昇を1.5℃に抑える」という目標まで隔たりがあること”、“1.5℃目標に向けて行動と支援が必要であること”が強調された。

### 1-3 早島町の理念、取組

早島町（以下「本町」という。）においては、2001年度に「早島町地球温暖化対策実行計画策定委員会」の設置、2002年度に「早島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全職員が共通認識のもと、温室効果ガスの排出量の削減に努めてきた。

この間、太陽光発電設備の導入、低燃費車両への更新や電気自動車の導入などを行うとともに、ごみの減量及びリサイクル促進やクールビズ・ウォームビズなどを実施し、職員の意識向上にも努めた。また、2022年度には「早島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

## 2-1 計画の目的

本町では、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、2002年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」に基づき「早島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、以降、国内外の状況に合わせ、適宜当該計画の改訂を行ってきた。

現行計画である第4次早島町地球温暖化対策実行計画改訂版（以下「第4次実行計画改訂版」という。）では、2022年度の温室効果ガス排出量が、第4次実行計画改訂版の目標年度である2023年度の目標排出量、1,666t-CO<sub>2</sub>を達成している状況にある。

この度、2020年の「2050年カーボンニュートラル」や“2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。”という「地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）」の中期目標等と整合した取組を進めるため、計画を見直し、新たな目標値の策定を行う。

## 2-2 計画の位置付け

第5次早島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）の位置付けについて図2-1に示す。本計画は、国の地球温暖化対策計画と連携をとりつつ、第5次早島町総合計画のもと、町役場の行政活動（事務事業）における温室効果ガス排出量の抑制に向けた取組を進めるとともに、環境保全に関する啓発活動による意識の向上と率先的な実行に取り組むための具体的な実行計画として策定するものである。また関連計画には、早島町公共施設等総合管理計画、第2次早島町一般廃棄物処理基本計画があり、これらと連携して計画を進めることが重要となる。

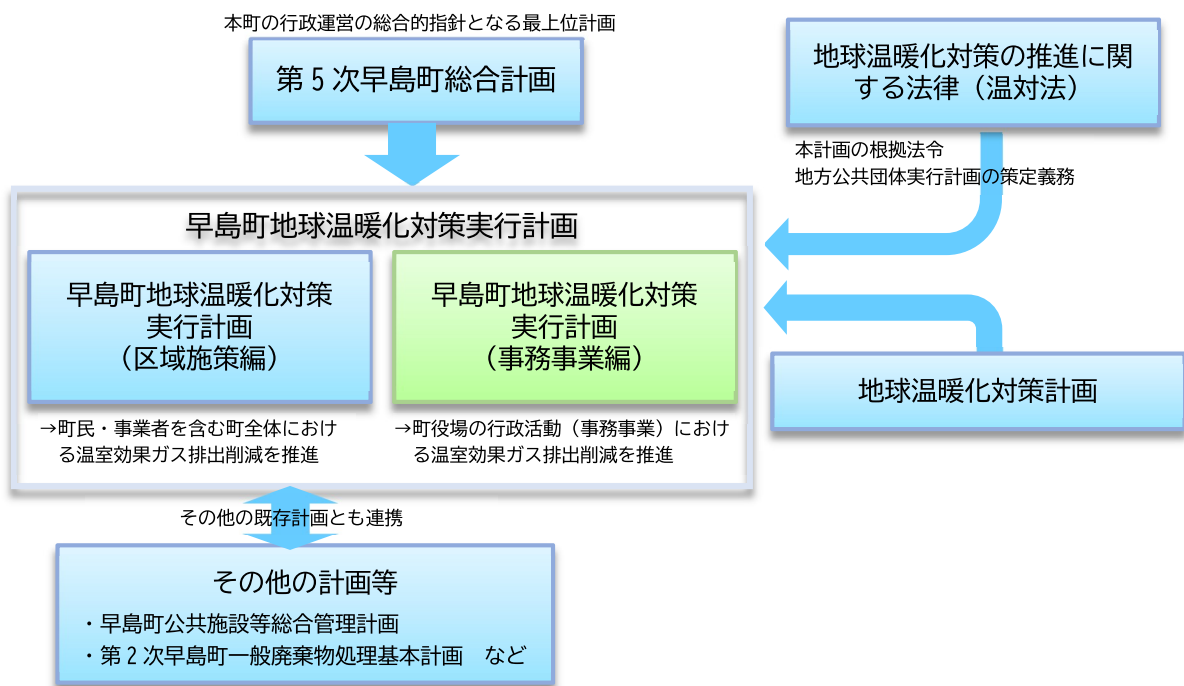


図 2-1 計画の位置付け

## 2-3 計画の期間等

本計画の基準年度は、国の温暖化対策計画と同じく 2013 年度とし、計画期間は 2024 年度～2030 年度までの 7 年間とする。ただし、社会情勢や法規制等により、計画の前提が大きく変わるような変化が生じた場合は、計画期間中であっても必要に応じて目標や取組等の見直しを行うものとする。

## 2-4 計画の範囲

本計画は、本町が行う全ての事務事業を対象とし、2023 年 3 月 31 日現在の本町所有の施設・設備並びに公用車（以下「施設・設備等」という。）のうち、ガソリン、灯油、軽油、液化石油ガス及び電力（以下「各燃料及び電力等」という。）を使用する施設・設備等とする。

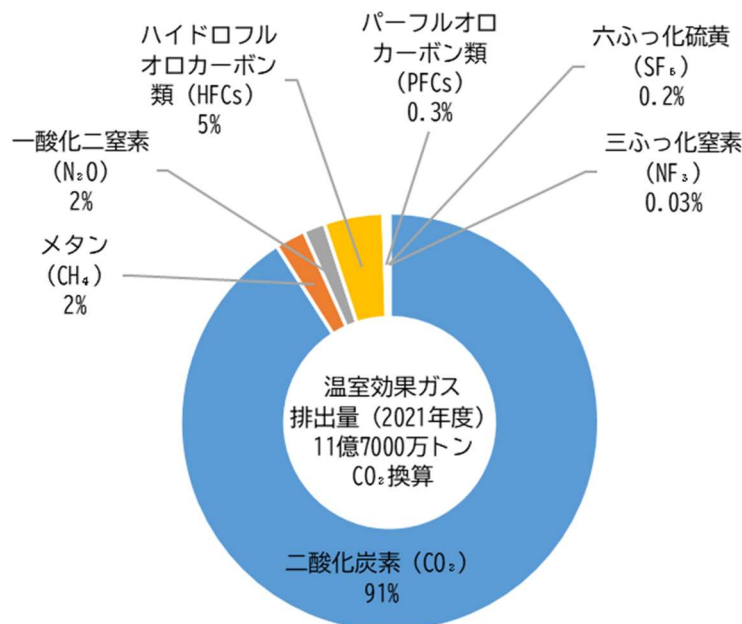
なお街路灯については、2018 年度から 2019 年度に民間所有分が本町に移管されたことから、算定の基準年度に対して民間所有分の排出量を追加する補正を行うこととする。

ただし、下記に掲げる施設・設備等は、対象範囲に含めない。

- ・消防機庫及び消防自動車
- ・自治会・町内会が管理運営する公民館
- ・上記以外で貸付し各種燃料及び電力等を本町が負担していない施設・設備等

## 2-5 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、温対法第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスの総排出量のうち、最も割合の高い二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とする。二酸化炭素のうち、非エネルギー起源二酸化炭素については、本町において一般廃棄物・産業廃棄物の焼却を行っていないことから算定対象とせず、エネルギー起源二酸化炭素を算定の対象とすることにする。参考として日本が排出する温室効果ガスの内訳を図 2-2 に示す。



（出典）環境省 2021 年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）について

図 2-2 日本が排出する温室効果ガスの内訳

### 3-1 これまでの取組状況

本町は2013年度に第3次実行計画を策定し、2013年度から2017年度まで温室効果ガスの排出量削減に取り組んできた。また第3次実行計画が終了した2018年4月に第4次実行計画を、その後2019年4月には第4次実行計画改訂版を策定し、2019年度以降、現在に至るまで、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるところである。

第3次実行計画、第4次実行計画、第4次実行計画改訂版と併せて本計画の概要を表3-1に示す。

表 3-1 第3次実行計画、第4次実行計画、第4次実行計画改訂版及び第5次実行計画の概要

項目	第3次実行計画	第4次実行計画	第4次実行計画改訂版	第5次実行計画
対象とする温室効果ガス	エネルギー起源二酸化炭素	エネルギー起源二酸化炭素	エネルギー起源二酸化炭素	エネルギー起源二酸化炭素
対象施設	13施設（本町が直接管理する本庁舎及び職員が常駐する公共施設、公用車）	65施設（無人施設を含めた本町所有の施設設備、公用車）	67施設（第4次実行計画の対象範囲に町営住宅共用部及び街路灯を追加）	69施設（無人施設を含めた本町所有の施設設備、公用車）
基準年度	2012年度	2016年度	2013年度	2013年度
計画期間	2013～2017年度（5年間）	2018～2022年度（5年間）	2019～2023年度	2024～2030年度（7年間）
目標	2017年度エネルギー起源二酸化炭素を基準年度比5%削減	2022年度エネルギー起源二酸化炭素を基準年度比10%削減	2030年度エネルギー起源二酸化炭素を基準年度比40%削減	2030年度エネルギー起源二酸化炭素を基準年度比51%削減
推進体制	【推進本部】町長を本部長、副町長を副本部長、管理職等の構成員をもって組織 【推進担当者】各課及び各出先機関に1名以上 【事務局】環境産業課に設置	【早島町地球温暖化対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）】副町長を会長、総務課長を副会長とし、その他課長をもって組織 【推進委員】各課と必要に応じ委員が指定する施設にそれぞれ1名以上 【事務局】町民課に設置	環境省の「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」を導入し、第4次実行計画の推進体制を強化。	【早島町地球温暖化対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）】令和6年度機構改革を踏まえ、改革後の新体制で推進。  【事務局】環境上下水道課に設置
点検体制	事務局は推進担当者を通じ定期的に進捗状況の把握を行い、推進本部において年1回の点検評価を行う。	事務局は推進委員を通じ定期的に二酸化炭素排出量の状況を把握し、実行委員会に報告する。	事務局・推進委員は支援システムを用いて二酸化炭素排出量の状況を把握し、事務局が年1回実行委員会に報告する。目標未達となる懸念が生じた場合は、実行委員会を招集し、追加的施策または目標見直しを行う。	事務局・推進委員は支援システムを用いて温室効果ガス排出量の状況を把握し、事務局が年1回実行委員会に報告する。目標未達となる懸念が生じた場合は、実行委員会を招集し、追加的施策または目標見直しを行う。

### 3-2 温室効果ガス排出量の算定方法

第5次実行計画で使用する温室効果ガス排出量の算定式を表3-2、燃料の単位発熱量及び排出係数を表3-3、電力の排出係数を表3-4に示す。排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条」による排出係数を参照している。電気事業者別排出係数については、前年度実績（N-1年度実績）を使用した。

なお、電力の排出係数には「基礎排出係数」と「調整後排出係数」の2種類がある。基礎排出係数は、電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出された実二酸化炭素排出量を、当該電気事業者が供給した電力量で除することで算出される。一方、調整後排出係数は、電気事業者の実二酸化炭素排出量に対して、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担による調整を行うとともに、他者の排出の抑制等に寄与した量を控除した結果に基づき算出される。

表 3-2 温室効果ガス排出量の算定式

対象活動	算定方法
燃料の使用 (ガソリン、灯油、軽油)	温室効果ガス排出量 = 燃料使用量 × 炭素排出係数 × 単位発熱量 × 分子量比 (44/12)
他人から供給された 電力の使用	温室効果ガス排出量 = 電力使用量 × 二酸化炭素排出係数

表 3-3 燃料の炭素排出係数、単位発熱量、活動量あたりの排出係数

燃料	単位発熱量		炭素排出係数		活動量あたりの 総排出係数	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
ガソリン	34.6	MJ/L	0.0183	kg-C/MJ	2.322	kg-CO <sub>2</sub> /L
LPG <sup>※1</sup>	50.8	MJ/kg	0.0161	kg-C/MJ	3.000	kg-CO <sub>2</sub> /kg
灯油	36.7	MJ/L	0.0185	kg-C/MJ	2.489	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油	37.7	MJ/L	0.0187	kg-C/MJ	2.585	kg-CO <sub>2</sub> /L

注) 混合油(草刈機で使用)はほぼガソリンと同等とみなし、ガソリンの排出係数を使用。

※1 LPGの活動量あたりの排出係数は、混合率をプロパン7:ブタン3とみなし以下の式により算出。

$$\text{LPG体積 (m}^3\text{)} = \text{LPG重量 (kg)} / (1000/458)$$

表 3-4 電力の二酸化炭素排出係数

実績年度	二酸化炭素排出係数 (基礎排出係数) (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	備考
2013	0.000738	0.000672	中国電力
2017	0.000691	0.000694	中国電力
2018	0.000669	0.000677	中国電力
2019	0.000618	0.000636	中国電力
2020	0.000561	0.000585	中国電力
2021	0.000531	0.000521	中国電力
2022	0.000529	0.000540	中国電力

### 3-3 温室効果ガス排出状況

本町の温室効果ガス排出状況について以下のとおり把握する。

#### (1) 調査概要

策定のための基礎資料とするため、現行計画となる第4次計画改訂版で最新年度となる2022年度の排出量の目標達成状況、温室効果ガス排出量の推移を調査した。

調査期間は、第5次計画の策定にあたり新たな基準年度となる2013年度及び直近年度である2022年度から6年間の2017年度～2022年度の計7年間とした。

#### (2) 調査結果

##### ①温室効果ガス排出量の推移

電力排出係数に基礎排出係数を用いて算定した本町の温室効果ガス排出量の推移を図3-1に示す。

電力排出係数に基礎排出係数を用いた場合、基準年度である2013年度の温室効果ガス排出量は2,068t-CO<sub>2</sub>、直近年度である2022年度の温室効果ガス排出量は1,503t-CO<sub>2</sub>と算定され、調整後排出係数を用いた場合、2013年度の温室効果ガス排出量は1,917t-CO<sub>2</sub>、2022年度の温室効果ガス排出量は1,526t-CO<sub>2</sub>と算定された。

なお、本計画では特に断りが無い限り、基礎排出係数を用いて算定した温室効果ガス排出量について説明を行う。

第4次計画改訂版では、2023年度の温室効果ガス排出量の目標として基準年度である2013年度の2,068t-CO<sub>2</sub>から19%削減し1,666t-CO<sub>2</sub>を設定した。2022年度の温室効果ガス排出量は1,503t-CO<sub>2</sub>と、基準年度から27%の削減がみられ、2023年度の温室効果ガス排出量の目標を達成している状況である。

主な理由としては、電力使用量の電力排出係数の減少であると考えられる。



図 3-1 第5次計画算定範囲における温室効果ガス排出量の推移



## ②エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量（2013年度・2022年度）

基準年度である2013年度と直近年度である2022年度のエネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量の割合を図3-2に示す。いずれも電力使用による温室効果ガス排出量の割合が最も多く、2013年度で全体の82%、2022年度で全体の76%を占める。また、電力の次に多いエネルギーとして、2013年度は灯油の使用による温室効果ガス排出量の割合が全体の13%、2022年度はLPGが同16%を占めている。

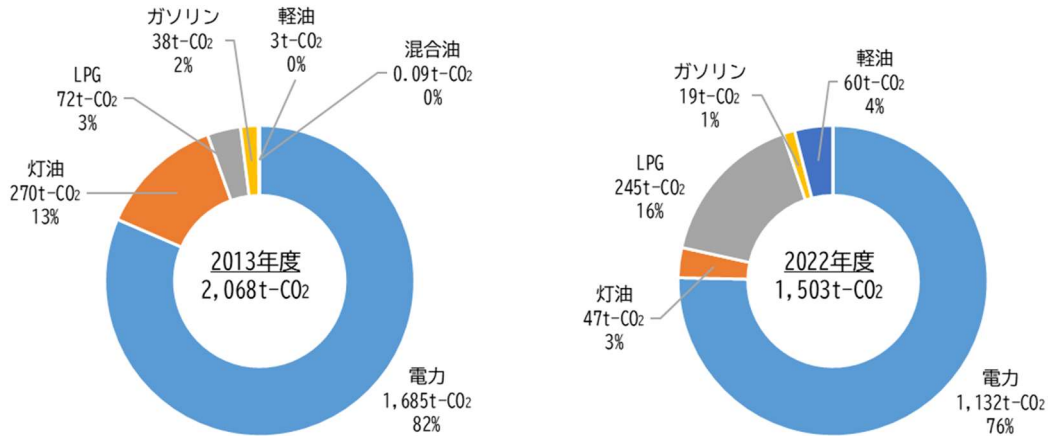


図 3-2 エネルギー種別ごとの温室効果ガス排出量割合

## ③課ごとの温室効果ガス排出量（2013年度・2022年度）

課ごとの温室効果ガス排出量を図3-3に示す。排出量が最も大きいのは2013年度・2022年度いずれも生涯学習課となり、続いて2013年度は総務課、2022年度は学校教育課となっている。後述するが、生涯学習課は本町施設のうち、最も排出量の大きい町民総合会館をはじめ、町民利用施設を13施設所管している。総務課は早島町役場庁舎と全庁の公用車（ただし早島町地域福祉センターを除く）のほか、街路灯なども所有している。

また、学校教育課は早島町立小学校、早島町立中学校、早島町立幼稚園を所有している。

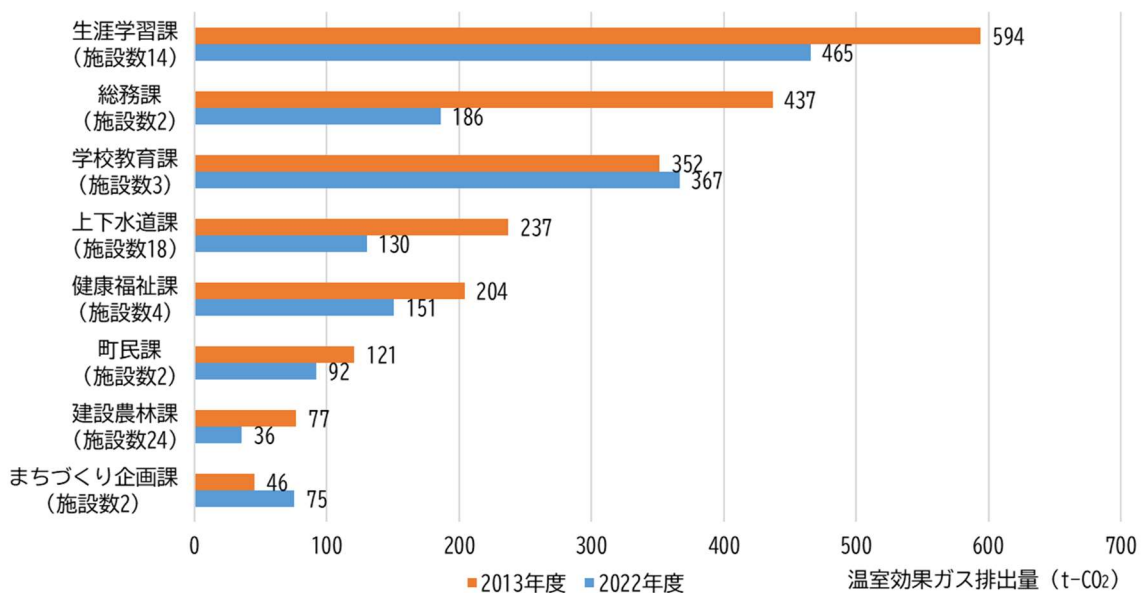


図 3-3 課ごとの温室効果ガス排出量

#### ④施設ごとの温室効果ガス排出量（2013年度・2022年度）

施設ごとの温室効果ガス排出量を図 3-4 に示す。2013 年度、2022 年度ともに早島町町民総合会館が最も多く、続いて 2013 年度は早島町庁舎、2022 年度は早島町立小学校が続く結果となった。

大半の施設では減少傾向がみられる一方、早島町立中学校や早島町いかしの舎など、排出量が基準年度と比較して増加した施設もみられる。これらの施設は電力使用量が基準年度と比較して、電力排出係数の低減を上回るほど増加したことが原因である。

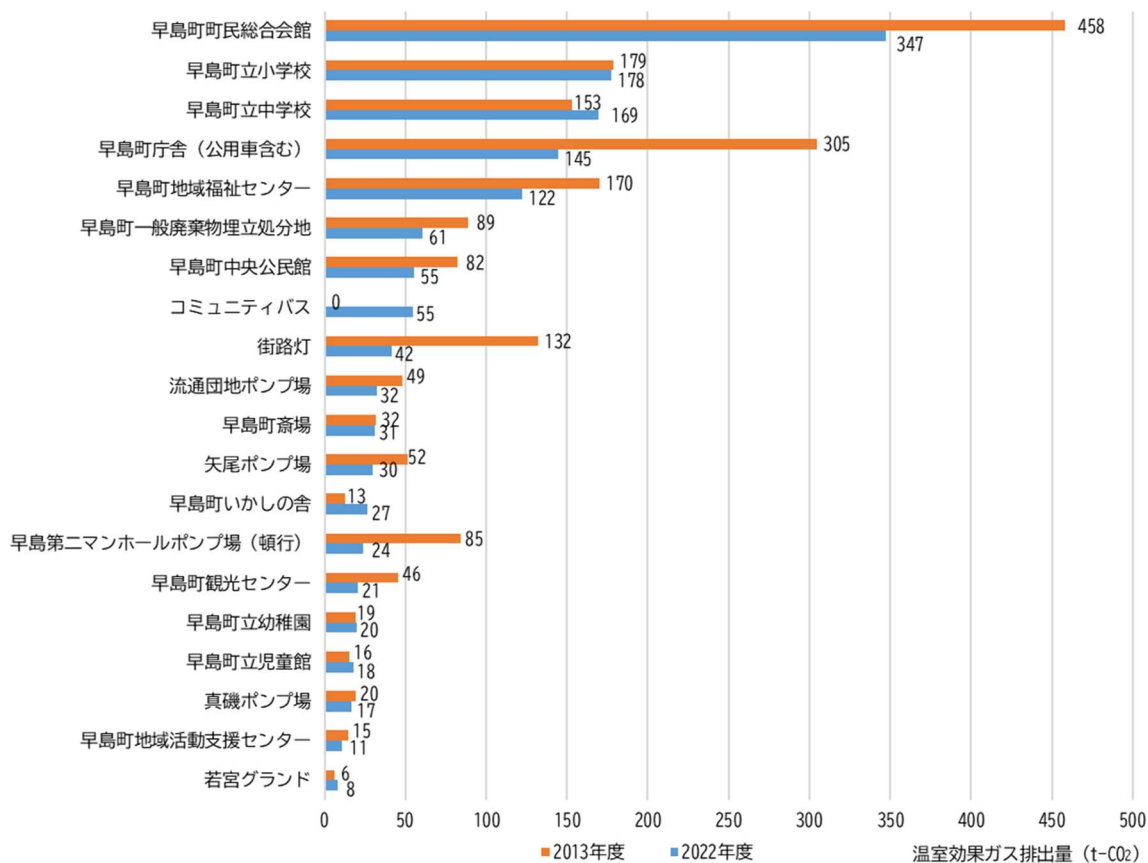


図 3-4 施設ごとの温室効果ガス排出量

### 4-1 温室効果ガス排出量削減目標

「地球温暖化対策計画」では、我が国の中期目標として“2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。”ことを掲げている。特に表4-1に示すように「業務その他部門（庁舎や学校など町の事務事業の大半は業務その他部門に属する。）においては51%という高い削減目標が設定されている。

表 4-1 「地球温暖化対策計画」における削減目標

項目		2013年度比の削減目標
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	産業部門	38%
	業務その他部門	51%
	家庭部門	66%
	運輸部門	35%
	エネルギー転換部門	47%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>		15%
メタン (CH <sub>4</sub> )		11%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		17%
代替フロン等 4 ガス		44%

これを踏まえ、本町では「地球温暖化対策計画」における「業務その他部門」の削減目標に準じて目標値を設定する。基準年度と直近年度の温室効果ガス排出量及び最終目標年度である2030年度の温室効果ガス排出量の目標値を表4-2及び図4-1に示す。

**【温室効果ガス排出量削減目標】**

エネルギー起源温室効果ガス排出量を2030年度までに **51%**削減(2013年度比)

表 4-2 温室効果ガス排出量実績と削減目標

項目	2013年度実績 (基準年度)	2022年度実績 (直近年度)	2030年度目標 (最終目標年度)
温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	2,068	1,503	1,013
基準年度比削減率 (%)	-	27%	51%
取組必要量 (t-CO <sub>2</sub> )	-	-	490

※掲載値は小数点未満を概数処理（四捨五入）しているため、合計や割合が一致しない場合がある。

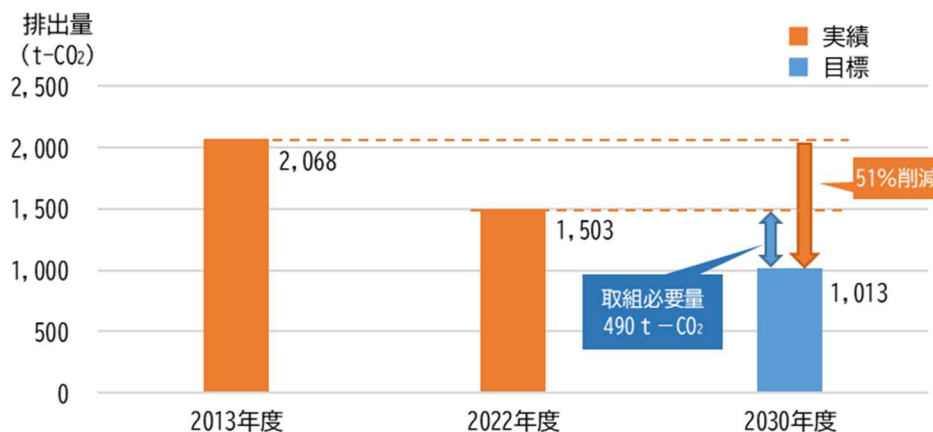


図 4-1 温室効果ガス排出量実績と削減目標

## 4-2 目標達成に向けた取組の基本方針

2030年度における温室効果ガス排出量削減目標値を達成するためには、2022年度の温室効果ガス排出量実績値から490t-CO<sub>2</sub>削減する必要がある。

本計画では、施設の統廃合・設備更新や、再生可能エネルギーの導入、環境負荷が少ない設備・製品の導入・更新、職員の取組等により、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、目標達成を目指すものとする。

### (1) 施設の統廃合

2030年度までの取組として上下水道課の2施設（矢尾ポンプ場・日笠山配水池）を廃止し、流通団地ポンプ場・矢尾配水池に統合する。また、流通団地ポンプ場の既設ポンプをトッランナーモデル（IE4相当）に更新し、さらにインバーターを導入することを目指す。これによる排出量削減は21t-CO<sub>2</sub>/年と算定される（表4-3参照）。

表 4-3 施設の統廃合・設備更新による排出量削減

施設名	施設・設備の改廃予定	電力使用量 (kWh)				CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
		2022年度実績	施設統廃合後	ポンプ更新後	2022年度比増減量	2022年度実績	施設統廃合・ポンプ更新後	2022年度比増減量
流通団地ポンプ場	ポンプ改修	60,981	117,765	77,266	16,285	32	41	9
矢尾ポンプ場	廃止	56,784	0	0	▲56,784	30	0	▲30
合計		117,765	117,765	77,266	▲40,499	62	41	▲21

### (2) 再生可能エネルギーの導入

本町所有の建築物及び土地において太陽光発電の最大限の導入を図り、2030年度には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電の導入を目指す。

太陽光発電設備の導入を目的とした再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の結果を表4-4に示す。調査を行った3施設の太陽光発電設備導入による削減ポテンシャルは、合計で38t-CO<sub>2</sub>/年となり、これら3施設をモデルとして、他の施設への波及を図る。

表 4-4 再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査の結果

施設名	太陽光発電設備導入容量 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	削減ポテンシャル (t-CO <sub>2</sub> )
早島町庁舎	25	23,046	10.0
早島町町民総合会館	50	58,555	25.4
早島町斎場	6	5,360	2.9
合計	-	86,961	38.3

### (3) 環境負荷が少ない設備・製品の導入・更新

#### ①LED 照明の導入

2024 年度～2025 年度にかけて、早島町内の小中学校にて照明設備を LED 照明へ更新することを計画する他、既存施設を含めた本町所有の施設にて LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%にすることを目指す。

本計画の対象となる施設・設備等において、現在 LED に更新されていない照明を LED に更新した場合の削減ポテンシャルは、94t-CO<sub>2</sub>/年となる。

#### ②空調設備の更新

空調設備の更新をする際は、消費エネルギーの少ない空調設備の種類を導入を検討する。

本計画の対象となる施設・設備等において、2018 年度以降に空調設備を更新していない施設の空調設備をすべて更新する場合の削減ポテンシャルは、36t-CO<sub>2</sub>/年となる。

#### ③電動車の導入

町の公用車は、代替がない場合を除き、新規導入・更新については電動車（ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車）にすることを旨とする。

本町所管の公用車をすべて EV 車（電気自動車）に更新した場合の削減ポテンシャルは、6t-CO<sub>2</sub>/年となる。

#### ④電力のグリーン購入（電力排出係数の低減）

電力の購入先を選定する際は、電力排出係数（二酸化炭素排出係数）を考慮し、電力のグリーン購入推進を検討する。

電気事業における低炭素社会実行計画（2015 年 7 月 電気事業連合会）では 2030 年度の電力排出係数を 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh とすることを旨とされ、2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（2021 年 10 月 資源エネルギー庁）では 2030 年度の電力排出係数を 0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh まで低減することを旨としている。

表 4-3 で記載の施設の統廃合・設備更新、再生可能エネルギーの導入、照明・空調設備の更新、電動車の導入を実施した場合の 2030 年度における電力使用量に 2022 年度の電力排出係数である 0.529kg-CO<sub>2</sub>/kWh を用いて算出した温室効果ガス排出量と、前述の 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh を用いて算出した温室効果ガス排出量及びその差分を表 4-5 に示す。電力排出係数の低減による差分は 288t-CO<sub>2</sub> となり、この値を 2030 年度の電力のグリーン購入（電力排出係数の低減）による削減量とする。

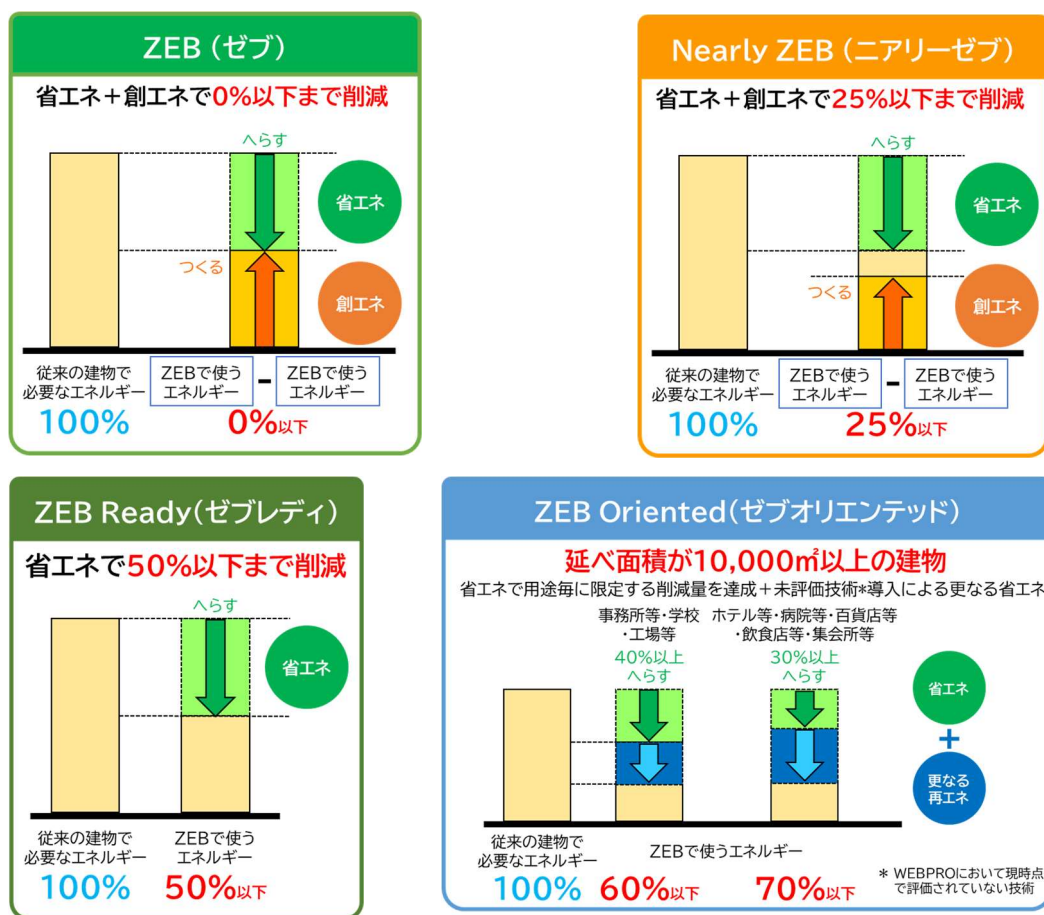
表 4-5 電力のグリーン購入（電力排出係数の低減）による削減量

CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )		
2022 年度排出係数 (0.000529)	2030 年度排出係数 (0.00037)	差分 (削減効果)
980	686	288

#### (4) 建築物の建築等にあたっての取組

建築物でのエネルギーの使用量を大幅に削減できる ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の普及は、カーボンニュートラルの実現のために求められている事項の一つである。ZEB とは、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用・高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギー化(省エネ)を実現するとともに再生可能エネルギーの導入でエネルギーを創り出し(創エネ)、年間で消費するエネルギーがゼロとなる建築物のことである(図 4-2 参照)。

現在、ZEB 化を検討できるような施設の新築・改築計画はないため、具体的な削減ポテンシャルは削減量に積み上げないものとするが、今後本町所有の建築物を新築もしくは改築する際には、建物の ZEB 化を検討する。



出典：環境省ウェブサイト「ZEB PORTAL (ゼブ・ポータル)」

図 4-2 ZEB の種類 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)

## (5) 職員の取組、意識向上による省エネの推進

職員の取組や意識向上は、設備更新や再生可能エネルギーの導入と合わせて温室効果ガス排出削減の主軸となる対策である。本計画策定にあたり、主要な施設及び各課に行ったアンケートの結果より、今後特に行うべき取組を記した。これまでの取組を継続・強化していくことで、削減ポテンシャルは7t-CO<sub>2</sub>/年を見込む。

### ①施設設備等の改善等

- ・ 施設の新築、改装をする際は、基本構想や計画などから環境に配慮した事業推進や工事を実施する。
- ・ 公共施設の緑化を推進する。
- ・ 稼働状況にばらつきがある機器の更新に関しては、インバーター機能が搭載されたものを選定する。
- ・ エネルギー・マネジメントシステムの導入を検討する。

### ②物品購入等

- ・ 物品購入やレンタル時は、エコマーク商品やグリーン購入法適合商品など、環境負荷の少ないものを選択するようにする。

### ③その他の取組

#### ●照明・空調等の電力を使用する機器の利用の適正化

- ・ 利用者のいない部屋や昼休み時間中、日中日当たりの良い場所ではこまめに消灯を行う。
- ・ 照明エリアとスイッチの相関図をスイッチ付近に表示する。
- ・ 照明の清掃や、適正時期での交換を行う。
- ・ 安全や業務に支障のない範囲で不要な照明の間引きを行う。
- ・ 施設の利用状況や外気温、体調等を考慮しながら無理のない範囲で適正な温度設定を行う。
- ・ 適正な運用方法を検討し、マニュアルを作成・統一する。
- ・ エアコンと扇風機を併用し室内の温度ムラを解消する。
- ・ 過ごしやすい日は自然風を取り入れる。
- ・ 外勤時・作業の中断時は、パソコンの電源を切る（窓口業務の際は「低電力モード」に設定する）。
- ・ 業務に支障のない範囲でパソコンのモニタ画面輝度を下げる。
- ・ パソコンの「省電力モード」を有効にする。
- ・ 使用頻度の低いOA機器等は電源をこまめに切る。
- ・ 退庁時に電気器具の電源が切られているかどうかを確認する。
- ・ スイッチ式電源タップを活用し、OA機器の待機電力消費を防止する。
- ・ 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし残業の縮減に努める。

#### ●公用車の利用の適正化

- ・ 出退勤・外出時は可能な限り公共交通機関を利用する。
- ・ アイドリングストップの実施、燃費の管理等のエコドライブを心がける。
- ・ タイヤの空気圧やオイル等の車両の整備・管理を適正に行う。
- ・ 合理的な走行ルートを選択や相乗り運転等の効率的な利用を心がける。

### ●ごみの減量・リサイクル促進

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・ 資源ごみの分別を徹底し、廃棄物の削減に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・ 自動販売機を利用した際の空き缶やペットボトル等は指定の場所へ分別回収する。
- ・ 消耗品の購入時に包装や容器を省いたものを選択する。
- ・ リサイクル情報の広報を実施する。
- ・ 食品ロスの削減に努める。
- ・ 子ども服・絵本のリユース事業を実施する。

### ●用紙等使用量の削減

- ・ 庁内メールや掲示板等を利用し画面で確認できるものについては極力印刷を行わない。
- ・ 職員個々が IC カードを発行し、コピー用紙の削減に努める。
- ・ 両面印刷、裏面印刷を徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ 事務用品（フラットファイル等）は繰り返し使用する。
- ・ 使用済用紙（カレンダー、ポスター等）の裏面を利用する。
- ・ 庁内外問わず、会議や打ち合わせには、原則として封筒を使用しないように努める。
- ・ 庁舎内外及び外部機関への発送は、原則として、再利用封筒を使用する。
- ・ 窓口での封筒の手渡しは極力避けるようにする。

### ●水道・燃料の使用量の削減

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ 水道水圧の調整による節水に努める。
- ・ 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- ・ 給湯器やガスコンロの使用を工夫し、燃料の使用量を削減する。
- ・ 燃焼設備を所有する施設は定期的な点検を行う。

### ●環境保全に関する意識向上・率先実行の推進

- ・ 職員向けの環境保全研修を行う。
- ・ 職員が参加できる環境保全活動について必要な情報提供を行う。
- ・ ノーマイカーデー等の環境保全を奨励する日や月間を独自に設ける。
- ・ クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ 職員の意識啓発を促す文書や貼り紙にデコ活のロゴマークを使用し、環境保全の意識付けに努める。
- ・ 施設管理受託業者や指定管理者等の関係団体に対し、環境保全に関する取組の協力要請を行う。
- ・ 関係団体との契約書に環境保全に関する取組についての協力事項を記載する。



### 4-3 削減目標達成へのロードマップ

温室効果ガス排出量削減目標達成までのロードマップを表 4-6、基準年度・2022年度排出量実績値及び施策実施後の排出量見込みを図 4-3 に示す。

基準年度である 2013 年度の温室効果ガス排出量は 2,068t-CO<sub>2</sub> であり、2030 年度の目標値は 1,013t-CO<sub>2</sub> である。直近年度である 2022 年度には 1,503t-CO<sub>2</sub> まで減少しており、目標達成のためには、残り 490t-CO<sub>2</sub> の削減が必要となる。

2030 年度までに、施設の統廃合・設備更新、再生可能エネルギーの導入、環境負荷が少ない設備・製品の導入・更新（LED 照明の導入、空調設備の更新、電動車の導入、電力のグリーン購入（電力排出係数の低減））を実施することを目指し、さらに職員の取組や意識向上による省エネを推進する。

これらによる削減量は 490t-CO<sub>2</sub> を見込み、2030 年度の削減目標値の達成を見込む。

表 4-6 温室効果ガス排出量削減目標達成までのロードマップ

項目	温室効果ガス (t-CO <sub>2</sub> )				説明
	2013年度 (基準年度)	2022年度	2027年度 (中間年度)	2030年度 (最終年度)	
施設の統廃合・設備更新	-	-	▲12	▲21	エネルギー使用量減少による排出量削減
再生可能エネルギーの導入	-	-	▲22	▲38	太陽光発電設備の導入による排出量削減
LED照明の導入	-	-	▲54	▲94	2023年度現在LEDに更新されていない照明のLED化による削減量
空調設備の更新	-	-	▲20	▲36	2018年度以降に更新がされていない施設の空調設備をより高効率の設備に置き換えた際の削減量
電動車の導入	-	-	▲3	▲6	町内の公用車を電気自動車に更新した際の削減量
電力のグリーン購入 (電力排出係数の低減)	-	-	▲165	▲288	電力のグリーン購入（電力排出係数の低減）による削減量
職員の取組・意識向上	-	-	▲4	▲7	職員による機器の運用改善や環境保全への意識を高め、行動することによる削減量
削減量合計	-	1,503	▲264	▲490	上記を実施することにより2030年度の目標を達成を目指す。
温室効果ガス排出量 (基準年度比削減率)	2,068 (-)	1,503 (27%)	1,223 (41%)	1,013 (51%)	上記を実施することにより2030年度の目標を達成を目指す。

※2027年度及び2030年度の削減量は、2022年度からの削減量を示す。

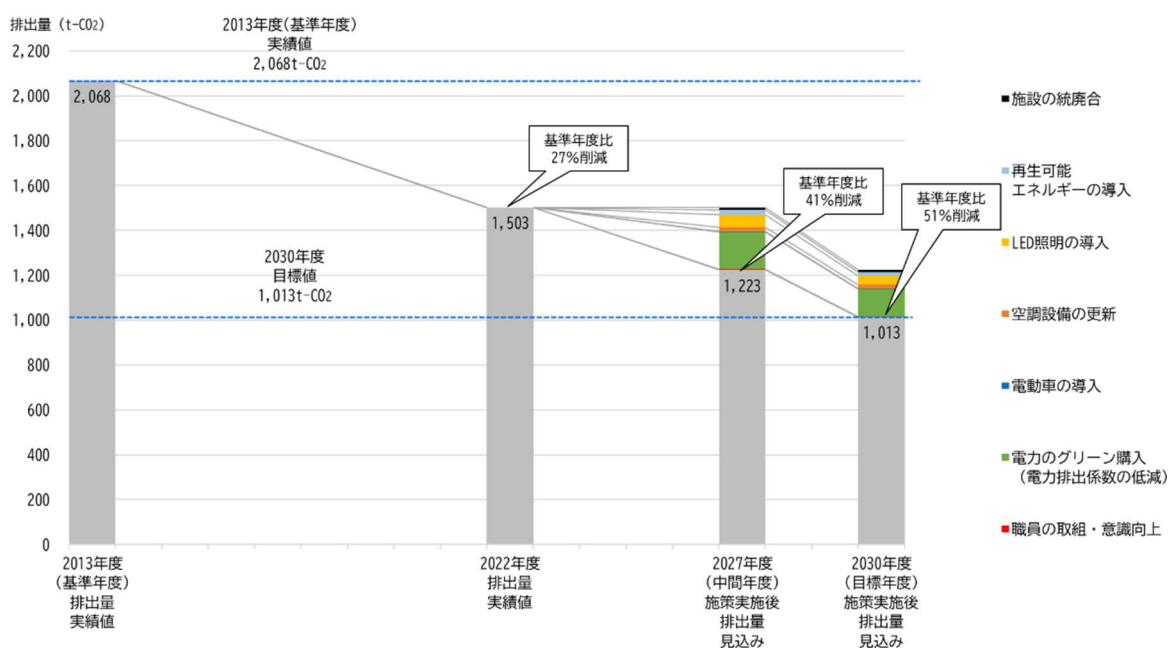


図 4-3 基準年度・2022年度排出量実績値及び施策実施後の排出量見込み

5-1 推進体制

カーボン・マネジメント推進体制を図 5-1 に示す。本計画は、早島町地球温暖化対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）による計画の推進と進行管理を行う。実行委員会の体制については、令和 6 年度機構改革を踏まえ、改革後の新体制で推進していくものとする。

温室効果ガス排出量の算定には、環境省の「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム」（以下「支援システム」という。）を活用し、情報システムの構築と取組状況の効果を可視化することで、策定・実施に係る PDCA の効率化を図る。

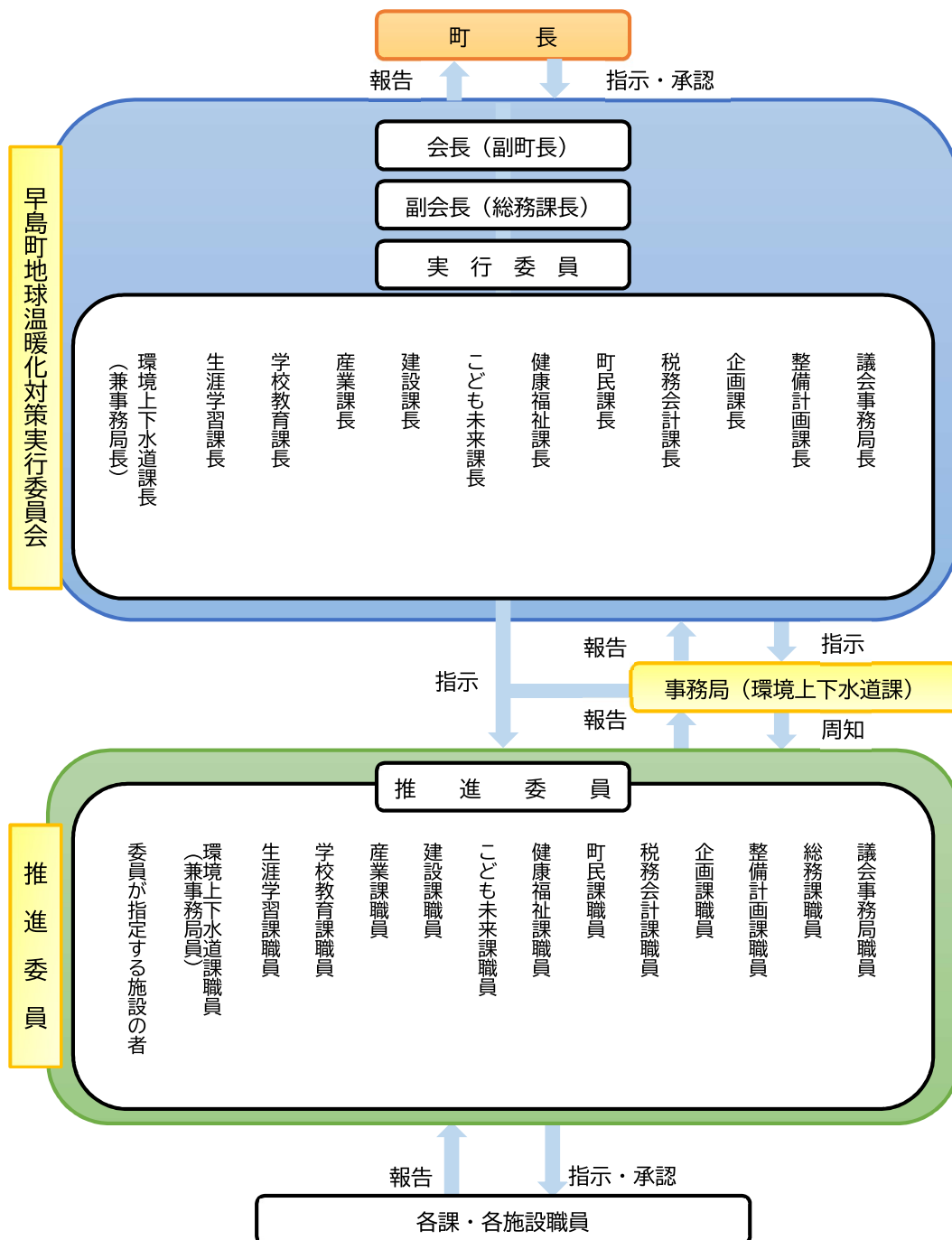


図 5-1 早島町地球温暖化対策実行委員会体制図

### (1) 町長

実行計画を承認し、必要に応じ全体的な指示を行う。

### (2) 早島町地球温暖化対策実行委員会

副町長を会長、総務課長を副会長とし、その他課長を委員として横断的に組織し、実行計画の策定・改定及び進捗状況の点検評価を行う。

会長は実行計画の策定・改定及び推進に関わる総指揮をとる。

副会長は実行計画に係る施策の全体的な検討及び各委員への指示を行う。

委員は実行計画に係る施策の全体的及び各課・各施設へ展開する具体的内容の検討を行い、各課・各施設の推進委員へ指示する。

実行委員会は、必要に応じ全庁的な追加施策を講じ、目標の見直しを行う。

### (3) 推進委員

実行委員会の下部組織として各課と必要に応じて委員が指定する施設に、それぞれ1名以上の推進委員を定める。

推進委員は、実行委員会の指示に従い、各課職員を先導して温室効果ガス排出量の削減に努めるものとする。所管する施設・設備等の温室効果ガス排出量の状況を把握しつつ、支援システムを活用し事務局と共同で点検を行うことで、実行計画の総合的な推進、及び必要に応じて個別の施策を講じるなどの改善を図る。また、実行委員会で行う実行計画の策定・改定及び点検評価の補助を行う。

### (4) 事務局

事務局を環境上下水道課に置き、実行委員会の事務及び推進委員が行う事務と支援システムの総合的な管理を行う。推進委員を通じて定期的に温室効果ガス排出量の状況を把握し、実行計画の進捗状況を把握・分析し、年1回実行委員会に報告する。目標の達成状況や実行計画に関わる施策を推進委員に周知する。

また、職員及び関係団体に対して環境保全研修を実施し意識啓発を行うとともに、省エネへの協力要請について関連団体との事業契約書に記載するなど、職員と関係団体とが一体となって省エネに取り組むように働きかける。

### (5) 各課・各施設職員

推進委員の指示に従い、温室効果ガス排出量削減活動を実施する。

## 5-2 点検・評価の見直し

本計画に係る施策を実施し、目標年度に温室効果ガス排出量の削減を確実に達成するために、図 5-2 のような PDCA を繰り返すことによって、中長期的な改善を図る。

また、1年ごとに実行委員会を開催し、各課・各施設の温室効果ガス排出量を確認するとともに課・施設ごとの進捗状況を点検評価することで短期的な PDCA を繰り返し、改善を図る。

事務局は、年度目標に対して未達成となる懸念が生じ、各課・施設単体での取組では対応しきれないと判断した場合は、実行委員会を招集し、全庁的な追加施策あるいは目標の見直しを行う。

全庁的な PDCA サイクルに加え、各課・施設にて個別の DCA サイクルを回し、現地の状況に合わせた迅速な対応を行うものとする。

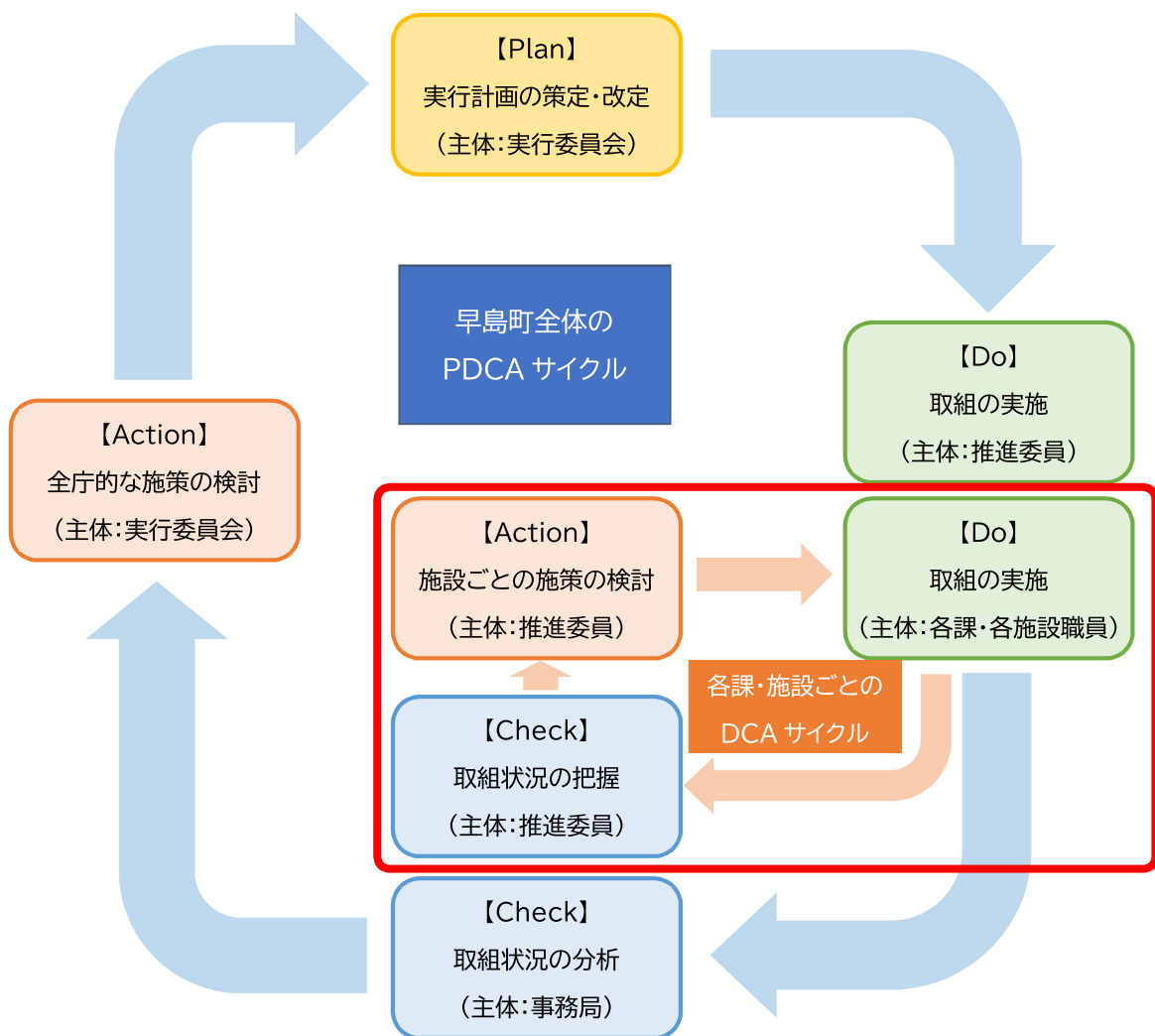


図 5-2 進行管理

## 5-3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、事務局がとりまとめる。さらに広報紙等にて直近年度の温室効果ガス排出量を年1回公表するとともに温室効果ガス排出抑制の意識啓発を行うことで、本町全体として温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

第5次早島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2024年3月

発行 早島町

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1